

平成29年第3回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招 集 平成29年3月14日 午後1時00分
2. 開 会 平成29年3月14日 午後1時00分
3. 閉 会 平成29年3月14日 午後2時37分
4. 会議の種別 定例会（第1日）
5. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室1
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠の別	備 考
1	吉 川 昭	出 席	
2	山 内 廣 子	出 席	
3	川 上 は る 江	出 席	
4	和 久 野 慶 子	出 席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職 名	氏 名	備 考

8. 会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	小 田 幸 伸	
教 育 次 長	宮 本 健 二	
参 与	田 村 啓 介	
学 校 教 育 課 長	張 谷 孝 文	
学 校 教 育 課 課 長 代 理	前 田 眞 志	
社 会 教 育 課 長	赤 木 和 久	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 上 啓 二	
文 化 セ ン タ ー 所 長	山 崎 一 広	
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	西 川 優 子	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
議案第19号	専決処分の承認を求めることについて	可決
議案第20号	区域外就学の許可について	可決
議案第21号	高梁市人権教育推進委員会委員の委嘱について	可決
議案第22号	高梁市公民館長の任命について	可決
議案第23号	高梁市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
議案第24号	高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について	可決
議案第25号	平成28年度末教職員人事異動について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第1番 吉川 昭

第2番 山内 廣子

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第3回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

機構改革により、学校教育課が教育総務課と学校教育課へ別れ、学校教育課に就学前指導係が新設される。教育総務課は、総務係、管理係、学校教育課は、教職員係、指導係、就学前指導係となる。

備中中学校と成羽中学校が統合される。この結果、成羽中学校は、1年生1クラス、2年生2クラス、3年生2クラス、知的障害学級2クラス、情緒障害学級1クラスの学校となる。

業務改善加速事業を行う。国の補助が10分の10の事業である。業務改善をして、教職員の過重労働を改善しようとするもの。具体的には、270万円の事業費（人件費）と教員の加配1人（高梁小学校）が付くもの。高梁市の場合は、授業の資料をホームページへ掲載し、教師がすぐに使用でき、資料作成が楽になる。特にふるさと学習等を配信したい。

特別支援教育ブロックリーダー事業として、1年目は2ヶ月間の中央研修、2、3年目は教員が1名加配となり、その教員が近隣の学校を回り指導する。発達障害を含め、幅広く特別支援教育を充実させたい。

川上中学校へ情緒学級、高梁北中学校へ知的学級を新設する。

富家小学校の知的障害学級は、情緒障害学級へ変更となる。

学級編制弾力化事業は、落合小学校の市費常勤講師が2名から3名へ1名増となる。

コミュニティスクールは、巨瀬小学校区に導入する。

ICT教育の充実として、学年の最大学級の児童生徒数分と先生分のタブレットを、各階に電子黒板を配備する。研究指定を富家小学校、成羽中学校にかけ、その成果を見ながら全校に導入していく。複式の学校1校に導入することも学校と交渉中である。

研究指定は、文部科学省の道徳教育が高梁小学校、英語が有漢西小、有漢東小、有漢中学校の3校、へき地が松原小学校である。

新たなもののうち、大きなものとして、社会教育課には、新図書館に加え、成羽の複合施設も担当してもらおう。スポーツ振興課は、29年度にスポーツ推進計画を策定する。

2. 前回教育委員会の報告

（西川：平成29年 第2回教育委員会（定例）会議録朗読）

教育長：前回の報告への質問、意見等はあるか。

教育長：なければ承認の挙手を願いたい。

（全員挙手）

教育長：前回の会議録は承認する。

3. 教育長の報告

(1) 学校の統廃合等

教育長：備中中学校の閉校式には、262名の出席である。主催者（保護者生徒含む。）64名、来賓者90名、地元73名、卒業生等35名である。いま少し変動あるかもしれないが、現時点ではこの人数である。

(2) 議会関係

教育長：教育委員会関係で一般質問があったものは、ICT関係、図書館これは毎回ものすご

い数の質問があるが、Tポイントの扱い、指定管理の詳細な内容等あるいは駐車場の関係交通安全の関係等様々ある。通学路については防犯灯等町内会関係で行っていることが多いが、町内会も関与しない空白地帯は市が責任を持って行うべきという意見に対して、そのように頑張りたいというように答えさせていただいた。文化の伝承等ということで、渡り拍子等消えてきているので守ってほしいという意見に対して、各学校で取り組みをするという答弁をさせていただいた。

旧図書館の寄附で藤森文庫の件で山陽新聞に記事が掲載されたことについては、この後その他において社会教育課長から説明をさせていただく。

(3) 行事等

教育長：2月13日から24日にかけて校長の最終面談をしている。人事考課にかかり、考課結果が管理職の昇給、勤勉手当に対してのみ反映するものであったが、今年度評価から一般正規職員に対しても反映されるということで、人事考課の本格実施に移っている。現在苦情相談窓口を教育委員会の中に設けているが、今のところ苦情等は入っていない。円滑にすすめていきたい。

2月28日の給食試食会は、高梁東中学校の防災給食であった。温めなくても食べられる3年間保存のきく救給カレーを試食。防災給食を全校実施している。防災について、日頃の生活や食がいかにか恵まれているかについて考えていただき、食に対して生産者に対して感謝をしてもらいたい。救給カレーは現在給食センターに配備しているが、運ばなければ意味がないので置場を学校に変更しようと思っている。

3月1日高梁高校の卒業式、3月2日松山高校の卒業式に出席した。成長し、しっかりと卒業していく姿が見えた。

3月3日少年野球全国大会壮行会に出席した。全国大会に出場する岡山県チームに選ばれた成羽太陽の中家君、川上君、城北ヒーローズの山崎君の壮行会であった。

3月4日民間主催のハッピーサークル講演会に参加した。高梁市で障害児を持つ親の会の発足を兼ねた講演会で、関心の高さと障害を持つ子が増えているということを実感した。

4. 議事

議案第19号「専決処分の承認を求めることについて」専決第5号「就学学校変更の許可について」は、議案に沿って事務局より説明

(議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第4項に基づき非公開)

教育長：承認に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：議案第19号については、承認する。

議案第20号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明

(議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第4項に基づき非公開)

教育長：承認に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：議案第20号については、承認する。

教育長：議案第22号を先にご審議いただく。

議案第22号「高梁市公民館長の任命について」は、委員のうち任期満了に伴う委員の変更によるものと、前任者の退任によりその残任期間を新たな委員に委嘱を行ったことを事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育委員：備中公民館は再任になっているが、以前も任命されていたのか。

社会教育課長：説明できていなかった。前任者がご本人の都合で退任されて以来1年間決まっていなかった。課としては、できるだけ早く後任を得るように公民館運営審議会にお願いをしていたが、結果としてこの時期になってしまって大変申し訳ない。

教育長：各地区の公民館運営審議会から推薦を受けた人がここに提出されるということか。

社会教育課長：そうである。

教育委員：社会教育法には、教育長の推薦によりとなっているが、公民館運営審議会が代わりに推薦しているということか。

社会教育課長：法律の中では、教育長の推薦により、教育委員会が任命するというように掲げている。教育長が推薦するにあたって、各地域の公民館運営審議会の意見を尊重して推薦するということである。よろしくお願ひしたい。

教育委員：疑っているわけではないが、分かるのは名前だけであるので、どういう観点で承認すればよいのか、承認するという責任が重いのでどういう方なのかということをお任の方だけでよいので教えて欲しい。

教育次長：川面、巨瀬、中井この公民館長さんについては、地域の市民センター長も兼ねている方である。両方から推薦があったし、その地域の行政機関のトップの方だということはお了解願ひたい。備中については分からないが、後任を探していく中で、ようやくこの方が引き受けてくださることとなった。地域の信望も厚いと思っている。

(議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第4項に基づき非公開)

教育長：地域活動も非常に熱心にされている方である。

教育長：他に質問等あるか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手を願う。

(全員挙手)

教育長：議案第22号については、可決する。

議案第21号「高梁市人権教育推進委員会委員の委嘱について」は、公民館長であった前任者の退任によりその残任期間を新たな委員となったものと、1年間空席となっていた公民館長が新たに任命されたことに伴い委嘱を行ったことについて事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育長：委員全体の任期は4月末までの1ヶ月だけということか。

社会教育課長：そうである。

教育委員：任期が決まっているということか。

社会教育課長：そうである。

教育長：他に質問等あるか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手を願う。

(全員挙手)

教育長：議案第21号については、可決する。

議案第23号「高梁市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、委員の任期満了に伴い委嘱を行ったことを事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育委員：退任された重見さんの選出区分は以前何であったか。

社会教育課長：文化財一般と理解していたが確認する。

教育委員：重見さんの後任がいなくても大丈夫か。

社会教育課長：現状では12名の方で文化財の審議について支障はないと思っている。

教育長：後継者を見つけるのが徐々に難しくなっているのは事実である。

教育委員：規則に選出区分がないので、有識者の得意分野で選出されたと想像するが、新任の方の個人の肩書、役職を教えて欲しい。

(議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第4項に基づき非公開)

参与：生島さんについては、国指定の名勝所有者であり、頼久寺庭園の保存管理にも精通されている。その知識を高梁市全体に広げていただくということでお願いした。

小倉さんについては、女性委員の登用ができていなかったという分野だったので、委員に加わっていただくことで女性の活躍の場を広げていただきたい。松本さんについては、前任者と一緒に郷土史の研究に携わっていると伺っている。前任者の後継者にとという意向もあった。

教育長：他に質問等あるか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手を願う。

(全員挙手)

教育長：議案第23号については、可決する。

議案第24号「高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」は、委員の任期満了に伴い委嘱を行ったこと、児玉委員については、本人の体調により退任の意向があったことを事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育委員：高梁で唯一の学識経験者であった児玉委員の後任の補充は必要ないのか。

社会教育課長：市内で学識経験者を見つけたいという思いはあるが、現在委嘱予定の3名でなんとか大丈夫であると思っている。先ほども話があったが、委員に高齢の方が多く後継者を見つけるのが難しくなっている。関係地区を代表する3名の方についても、長年町並み保存に関わっていただいた経験から見識を持たれている。現状ではこれで大丈夫と考えている。文化財の保存修理に見識のある方の登用については、委員定数にまだ幅があるので入れて行きたいと思っているが、なかなか見つからないので現状である。

教育次長：文化財保護審議会の会長が児玉さんであるので、今度の会長となる方にこの審議会にも入っていただくとしているので、4月か5月にその委嘱をまた議題として出させていただきますようになると思う。

教育委員：吹屋以外の地区が保存地区となった時のために、関係地区の方の中に吹屋地区以外の人も入っていただいているかどうか。文化財保護審議会委員に建造物の宮本さんにも入っていただいているかがか。他の地区が保存地区となった時のために体制づくりができていたらよいと思う。

社会教育課長：伝統的建造物群保存地区は、国から指定されるものである。市内の他の地区が指定を受けるようであれば、委員構成も変える必要があると思われる。現時点では指定の予定がないため現状でよいと思われる。文化財保護審議会の宮本さんについては、実際の伝建家屋の修繕の設計、施行管理で関わりを持ってもらっている。この審議会委員の適任者ではあるが業者であるので難しい。

参与：伝統的建造物群保存地区については、岡山県内には3箇所あり、高梁の吹屋地区と倉敷市の倉敷川畔伝統的建造物群保存地区と津山市の城東伝統的建造物群保存地区である。昭和52年に吹屋が県内で一番早く指定を受け、おくれで昭和54年に倉敷が受けた。国の補助金が入り、建造物の修理・修景事業を行う。その事業の妥当性を審議するのがこの審議会である。他市も同様に遠方からの専門家の方にご審議をいただいて指導助言をいただくという会がこの会である。地元の意見はこの3名の方で代表していただくということで、文化財保護審議会委員の宮本さんについては、設計監理の方で具体的な指導をいただくということで事業が円滑にいくような組織となっていると判断している。

教育長：他に質問等あるか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手を願う。

(全員挙手)

教育長：議案第24号については、可決する。

議案第25号「平成28年度末教職員人事異動について」は、教職員の異動を添付の資料のとおり岡山県へ内申することを教育長より説明。

(議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第1項に基づき非公開)

教育長：承認に賛成の方は挙手を願う。

(全員挙手)

教育長：議案第25号については、可決する。

5. その他

社会教育課…藤森文庫について

寄贈された図書を10年間放置という文面が新聞に掲載され、ご心配をおかけした。記事については事実であるが、経過を説明させていただく。平成18年に藤森氏の本を遺族から1万数千冊一括管理の上新図書館に全てを配架してほしいと寄贈を受けた。平成18年は、新図書館については、基本構想の時期と重なっており、新図書館に配架してほしいということで寄贈を受けた。かなりの分量であったため、保管場所がなく旧成羽高校の図書館内に保管していた。図書館建設が時間を要し、

平成27年になり新図書館で活用しようと旧成羽高校で分類作業を行っていた。藤森さんの家族が来られて、全部を配架してほしいそうしないと意味がないという発言があり、色々と家族の方とやり取りをしていた。分類作業の途中でこの話になったので全ての分類が終わっていたわけではないが、郷土資料を中心に全体の約1割程度のもので活用できるかなということ作業をすすめていたところ1冊たりとも欠けると藤森文庫の価値がないと申し出があった。その後も遺族の方と色々なやりとりをさせていただいたが、最終的には遺族の元へお返しすることに至った。教育委員：色々な人からどうなっているのというお尋ねをいただいた。寄附を受ける受けないの規則はあるのか。

社会教育課長：基本的には図書館長が判断する。以前は、市民からの申し出があれば基本的にはお受けして活用するということである。この案件を受けて、寄附を受ける時活用できるかどうかで判断をさせていただきたい。ご寄附をいただく時には市で購入した本と同じ扱いとすることに同意をいただいた上で寄附を受けるよう扱いを変更している。明確なルールがなかったことがこの度のこのようなことの原因の一つとも思われる。

どこの図書館でも寄贈本の扱いについては苦労しているという話を伺っている。私どもも一度本を見させていただいて、図書館で必要なもの活用できるものをご寄附いただくという扱いに努めていきたい。

教育委員：私も何人かの人にも報道を見て驚いたというのが現状である。市と遺族両方の誤解がこの度のことを招いたと理解してよいか。

社会教育課長：寄附をいただいた時点での対応が適切でなかったのかなというところもある。

教育委員：新図書館は委託をしているが、今後寄贈本についてはどうなるのか。

社会教育課長：社会教育課が主導権を持って行う。この度のことで反省すべきことは反省をして対応していきたい。誤解を招かないようにしたい。

教育長：ご寄附いただきありがとうございますと一言言って受け取るのは、やさしい行政のように見えるけれど、処理をすることも考えて吟味して処分することも登録することも公金を使っているの、いただいたらこちらの決まりに従って扱わせていただくというように対応していきたい。

教育委員：寄附を受ける冊数の年間の上限を決めるとか、処分に対して一筆いただいしておくとか規則として定めて、それを市民に分かるように提示してもらえれば、今回の事件を教訓に誠意ある対応ができたのではないかなと思うので、ぜひ規則を作っていただきたい。

社会教育課長：教育委員会に諮った規則はないが、今回の指定管理の時に業務要求水準書あるいは指定管理の協定書に定めている基準を決裁で定め、CCCと協定を交わしている。細かいルールについては、先ほどのルールをご寄附いただく時にご寄附いただく方の目にふれるようにしていきたい。

高梁市教育委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 4 月 25 日

署名委員 吉川 昭

署名委員 山内 廣子

作成職員 西川 優子

